

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成29年7月28日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府城陽市寺田新池3番地		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 星和電機株式会社 代表取締役社長 増山 晃章					
主たる業種	電気機器製造販売 他に類されない電気器具製造業			細分類番号	2 9 9 9		
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則		<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号				
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	平成25年度を基準に、平成28年度の温室効果ガス排出量を2%以上削減する。						
計画を推進するための体制	代表取締役社長を委員長とする環境委員会において、本削減計画を基に推進する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	3,482.0 トン	2,562.9 トン	2,308.3 トン	2,296.0 トン	-31.4 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	4,521.6 トン	554.3 トン	299.7 トン	287.3 トン	-91.6 パーセント	
実績に対する自己評価		計画初年度において事業縮小による設備減少の効果が大きい、努力結果では無い。1年目以降、構内設備の高効率化を進めた結果、排出量の抑制に繋げる事が出来た。また、省エネ啓蒙活動・並びに維持活動は継続して実施している。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産高(億円))	28.64	14.93	13.35	14.99	-49.64 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価		初年度の事業縮小による原単位減少が大きい、1年度以降の原単位量の変化が少ない。事業縮小により生産設備より空調設備負荷が大きくなっている為、勤怠時間の影響が大きくなっている。25年度に比べ原単位が減っているのは近年の業績好調による為。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		83.0 パーセント	83.0 パーセント	83.0 パーセント	83.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	事業縮小により過大な電気使用製造設備の一部廃止。他、新たな取組は無し。機器の適正な運用に努めている。					
	(27)年度	構内各所の照明器具530灯をLED器具に更新(約36kW低減)。劣化した空調機器の更新(高効率化)。機器の適正な運用に努めている。					
	(28)年度	劣化した空調機器の更新(高効率化)を実施。機器の適正な運用に努めている。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	工場場所以が遠隔地の為、ノーマイカーデーは実施しないが、工場内指定場所及び周辺契約駐車場の規定数以上のマイカー通勤は禁止している。マイカー通勤者は全従業員数の約20%。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	工場場所以が遠隔地で通勤困難者が居る為、マイカー通勤は通勤困難者を優先的にに行い、他の希望する者についてはなるべく車通勤を避ける様に指導している。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	LED照明器具・LEDモジュール製品の開発・製造。本社工場見学の随時受入による環境教育の実施。工場周辺清掃を年4回実施。廃棄物の分別の徹底によるリサイクル率の向上の他、部門別の計量を実施して主要な廃棄物量の削減に取り組んでいます。						
特記事項	第一計画期間の超過削減量を、第二計画期間の温室効果ガス排出量から次のとおり差し引く。						
	超過削減量	第1年度	第2年度	第3年度			
	6,025.9 トン	2,008.6 トン	2,008.6 トン	2,008.7 トン			
エネルギー使用量が原油換算1,500klを下回ったことにより、平成27年8月1日付にて省エネ法の特定事業者、及び第2種エネルギー管理指定工場の指定が取り消されました。これにより今回の報告書にて報告は終了となり、次回計画書も対象外となります。							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。